

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年6月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700467号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800010号

第1 結論

昭和59年4月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から平成元年3月まで

私は、昭和59年2月末日に会社を退社し同年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料は、銀行の窓口で1か月分を毎月必ず納期限内に納めていた。請求期間が未納とされていることに納得できない。

第3 判断の理由

請求者は、昭和59年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期、同市の国民年金被保険者名簿及び同市からの回答より、請求者は、昭和59年4月頃に国民年金の加入手続きを行ったと考えられ、当該加入手続き以降、請求者は、請求期間に係る保険料を現年度納付することが可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について1か月分を毎月納付したと主張しているが、A市の広報誌には、同市は、昭和60年度まで3か月ごとの納付であったと記載されており、請求者の主張と同市の保険料の収納に関する取扱いが一致しない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について必ず納期限内に納付したと主張しているものの「60年度納付ナシ 61.10.13 確認」と記載されており、請求者の国民年金手帳記号番号の前後70名程度の被保険者名簿（請求期間のうち同名簿に記録されている昭和59年度及び昭和60年度）を調査したところ、オンライン記録で納付済期間とされている月には、当該各被保険者名簿の検認記録欄の各月に納付したことを表す印が押印されている（被用者年金加入直前の1月を除く。）が、請求者の被保険者名簿の検認記録欄には当該印が押印されていない上、請求者の平成14年3月31日現在の納付状況を記録したA市の国民年金被保険者台帳には、請求期間は未納期間と記録されている。

なお、請求期間直前の月分（昭和59年3月分）の国民年金保険料は、A市の国民年金被

保険者名簿によれば、昭和 60 年 2 月 4 日に過年度納付されていることが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料は納付書に現金を添えて、B 銀行（請求期間当時は、C 銀行）D 支店、B 銀行 A 支店、B 銀行 E 支店、F 銀行 A 支店及び G 信用金庫 E 支店で納付したと主張しているが、当該各金融機関は、保存期間経過のため納付書は廃棄済である旨回答している。

また、A 市の住民票及び戸籍の附票によると、請求者は、請求期間において同市以外に住民票を異動しておらず、請求期間は 60 月と長期間であるところ、同一市町村において、これほど長期間にわたり同一人の保険料納付に係る記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。